

宮城県公報

令和8年3月25日（水）
号外第10号

目次

条例

- 宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第 3 号

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例

宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開示請求権)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）が公文書の開示を請求する権利の濫用と認められるときは、議長は、当該開示請求を拒否することができる。</u></p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第5条 <u>開示請求</u>は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>(開示請求の手続)</p> <p>第5条 <u>前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）</u>は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>

2 [略]

3 開示請求者は、議長の求めに応じ、開示請求に係る公文書の特定を容易にするために必要な協力をするよう努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第6条 議長は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定、第4条第3項若しくは第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 [略]

(開示の実施)

第7条 [略]

2 [略]

(開示請求に対する決定等)

第6条 議長は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、公文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、公文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る公文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2～4 [略]

(開示の実施)

第7条 [略]

2 [略]

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、開示決定を受けた者が同項に規定する期間内に開示を受けないときは、開示請求に係る公文書は、当該開示決定を受けた者に対して開示されたものとみなす。ただし、当該開示決定を受けた者において当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(公文書の開示義務)

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(6) [略]

2 [略]

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(公文書の開示義務)

第8条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(6) [略]

(部分開示)

第9条 議長は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 議長は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該

(部分開示)

第9条 議長は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第10条 議長は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該

開示請求を拒否することができる。

(手数料等)

第13条 [略]

- 2 公文書の開示を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

開示請求を拒否することができる。

(手数料等)

第13条 [略]

- 2 第4条の公文書の開示を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条から第7条までの規定は、この条例の施行の日以後にされる改正後の第4条第1項の規定による開示の請求について適用し、同日前にされた改正前の第4条の規定による開示の請求については、なお従前の例による。

(宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

- 3 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第27号）第8条の<u>不開示情報</u>（次項において「<u>不開示情報</u>」という。）を除き、閲覧に供するものとする。</p> <p>4 議長は、別に定めるところにより、収支報告書等に記載されている情報のうち、<u>不開示情報</u>を除き、インターネットの利用により公表するものとする。</p>	<p>(収支報告書等の保存及び閲覧等)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第27号）第8条の<u>非開示情報</u>（次項において「<u>非開示情報</u>」という。）を除き、閲覧に供するものとする。</p> <p>4 議長は、別に定めるところにより、収支報告書等に記載されている情報のうち、<u>非開示情報</u>を除き、インターネットの利用により公表するものとする。</p>